

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年11月24日 11時30分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬灯台北西方沖 伊良湖岬灯台から真方位307° 3.2海里付近 (概位 北緯34° 36.7′ 東経136° 57.9′)
事故の概要	プレジャーボートまるは丸は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和元年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート まるは丸、5トン未満（長さ5.64m） 240-47979愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1.0～1.2m、水温 約23℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、‘船長の家族3人及び友人1人’（以下「同乗者」という。）を乗せ、伊良湖岬北西方沖で釣りを行っていたところ、風が強くなり波も高くなってきたので帰航することとした。</p> <p>本船は、北進中、船首部が上下に動揺しながら、右舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込んだ際、海水が船内に流入して重心が船尾側に偏ったところ、左舷側が波により持ち上がり、右舷船尾側に傾いて転覆した。</p> <p>船長及び同乗者全員は、海に投げ出され、本船の船底に^{つか}掛まり、船長が所持していた防水パックに入れた携帯電話で海上保安庁に通報したところ、通り掛かった小型船舶に救助された。</p> <p>本船の乾舷は、船首約0.4m、船尾約0.3mであった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、風が強まって波が高くなる状況下、航行中、右舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込んだ際、海水が船内に流入して重心が船尾側に偏ったことから、左舷側が波により持ち上がり、右舷船尾側に傾いて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、風が強まって波が高くなる状況下、航行中、右舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込んだ際、海水が船内に流入して重心が船尾側に偏ったため、左舷側が波により持ち上がり、右舷

	船尾側に傾いて転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、乾舷が小さい船では、風浪の影響を受けやすいので、出航後に波が高くなった場合、速やかに帰航するか、風浪の影響のない安全な場所に避難し、救助要請すること。・ レンタルボート業者は、ボートの堪航性、気象及び海象等を考慮した貸出条件について検討すること。